

管理番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係府省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
A01001	沖縄県久米島町	熱帯・亜熱帯に向けた未来型海洋エネルギーによる自立モデル地域づくり事業	平成25年度より沖縄県、佐賀大学、JMUが実証事業中(資料2)の海洋温度差発電及び発電後海水の高度複合利用実証を踏まえ、発電技術の商用化に向けたMW級発電の技術確立を目指すとともに、産業エリアの電力自給と発電後海水の再利用(効率的、効果的)のモデル地域「久米島モデル」を実現する。 1)商用化発電実証プラント建設に係る調査 2)MW級発電プラント及び付帯設備(取水管 能力10万トン/日 深層水・表層水)の整備 3)発電した電気の海洋深層水産業エリアへの給電試験 4)発電後海水の再利用による産業創生 5)国際海洋資源・エネルギー利活用研究所・研修施設整備 6)熱帯・亜熱帯沿岸及び島嶼地域への海洋温度差発電プラント輸出(資料3)、海洋冷熱を活用した省エネ型産業(水産、農業等)技術の輸出 再生可能な資源である海洋深層水を用いた上記エネルギー開発に加え、水・食糧の供給の取り組みは、海外の熱帯・亜熱帯、沿岸島嶼地域諸国からの注目を集め視察が相次いでいる。(資料4)このような技術開発・取り組みを「久米島モデル」としてパッケージ化を行いグローバルな展開を図る。また、我が国の当該地域に対するプレゼンス強化等の観点から国事業としての取り組み、国資金の投入が必要と考える。	新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法において、海洋温度差発電が新エネルギーに定義されていない。	新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法施行令第一条(法第二条の政令で定めるもの「定義」)	海洋温度差発電を同法における新エネルギーに定義づける。 法第一条(目的)の条文中「新エネルギー利用等を円滑に進めるために必要な措置を講ずる」同第二条(定義)の条文中「経済性の面における制約から普及が十分でないもの」として位置づけ、商用化に向けた実証を加速するための特例措置を行い、我が国の亜熱帯島嶼地域及び海外熱帯島嶼地域での普及促進を図る。	経済産業省	海洋温度差発電を「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法施行令」第1条で定める「新エネルギー利用等」の定義の中に位置付けることにより、新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法における認定を受け、①国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構による債務保証を受けること、②中小企業投資育成株式会社法による株式や新株予約権、新株予約権付社債の引受け・保有等を受けることが可能となる。 ただし、①の債務保証は平成22年7月1日から新規引受を停止しているため、②について、株式会社のみ受けられるものであることに留意いただいた上で、海洋温度差発電事業を実施する上でニーズがあれば対応可能である。
A01002	沖縄県久米島町	熱帯・亜熱帯に向けた未来型海洋エネルギーによる自立モデル地域づくり事業	平成25年度より沖縄県、佐賀大学、JMUが実証事業中(資料2)の海洋温度差発電及び発電後海水の高度複合利用実証を踏まえ、発電技術の商用化に向けたMW級発電の技術確立を目指すとともに、産業エリアの電力自給と発電後海水の再利用(効率的、効果的)のモデル地域「久米島モデル」を実現する。 1)商用化発電実証プラント建設に係る調査 2)MW級発電プラント及び付帯設備(取水管 能力10万トン/日 深層水・表層水)の整備 3)発電した電気の海洋深層水産業エリアへの給電試験 4)発電後海水の再利用による産業創生 5)国際海洋資源・エネルギー利活用研究所・研修施設整備 6)熱帯・亜熱帯沿岸及び島嶼地域への海洋温度差発電プラント輸出(資料3)、海洋冷熱を活用した省エネ型産業(水産、農業等)技術の輸出 再生可能な資源である海洋深層水を用いた上記エネルギー開発に加え、水・食糧の供給の取り組みは、海外の熱帯・亜熱帯、沿岸島嶼地域諸国からの注目を集め視察が相次いでいる。(資料4)このような技術開発・取り組みを「久米島モデル」としてパッケージ化を行いグローバルな展開を図る。また、我が国の当該地域に対するプレゼンス強化等の観点から国事業としての取り組み、国資金の投入が必要と考える。	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法において、海洋温度差発電が定義されていない。	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第二条第4項(定義)	海洋温度差発電を同法における再生可能エネルギーに定義づける。 海洋温度差発電は技術開発途上であるが、法第一条(目的)の条文中「国際競争力の強化及び我が国産業の振興、地域活性化」に資するものとして位置づけるとともに、欧米や韓国などが海外島嶼地域向けなど実用化にむけて猛追している現状に鑑みて、商用レベル(MW級発電)の技術開発を他国に先駆けて実現する必要がある。 ※FIT適用は実用化後の検討課題とし、⑥の経済効果におけるコスト低減もみなし効果として試算する。	経済産業省	「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」(通称:FIT法)において、固定価格買取制度の対象とする電源は、「原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品以外のエネルギー源のうち、電気のエネルギー源として持続的に利用することができるものと認められるもの」(第2条第4項)と定義されており、現時点において商業化されていない電源については対象としていないため、困難である。
A02001	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、山口県、熊本市	外国人の資格活動業務量確認の特例措置創設による地域活性化	在留資格「技術・人文知識・国際業務」をもって在留している外国人就業者のうち、セーフティネット5号に指定されるほど経済環境が厳しい業種の中小企業に雇用されている者については、資格業務量が申請時見込みを下回っても更新を認める特例措置を創設することで、事業活動に必要な人材確保を推進し、地域活性化を図る。	資格活動の更新申請にあたり、在留資格に応じた活動の内容、期間及び地位を証する文書を添付する必要がある	・出入国管理及び難民認定法第21条第2項 ・出入国管理及び難民認定法施行規則第21条第2項 ・同規則別表第3の5	セーフティネット5号指定業種の中 小企業に雇用されている外国人については、資格業務量が申請時見込みを下回っても更新を認める	法務省 経済産業省	「技術・人文知識・国際業務」の在留資格の更新の審査の際には、安定的・継続的に当該資格に該当する活動を行うことが認められる必要があるところ、業務量のみをもって許否を判断しているものではなく、事案毎に判断しているため、現行取扱いでも更新許可しているものがある一方、羈束的に「更新を認める」とすることもできない。